

[事案 30-255] 入院給付金支払請求

・令和元年5月14日 裁定終了

<事案の概要>

腰椎椎間板ヘルニアにより入院し、給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腰椎椎間板ヘルニアにより2回にわたって入院したため、平成28年9月に契約した総合保障保険にもとづき、給付金を請求したところ、約款上の「入院」に該当しないとして支払われなかったが、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院の必要性は、保険会社ではなく医師が判断すべきで、主治医は入院の必要性を認めている。
- (2)入院開始時はしびれがひどく即日入院になっており、また、入院中はトイレ・入浴時以外ほぼ横臥状態で、入院の必要性があった。
- (3)他の保険会社からは入院給付金が支払われている。

<保険会社の主張>

医療記録や医療機関への確認の結果を踏まえると、本入院は約款上の「入院」に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の治療状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は、常に医師の管理下において治療に専念することが必要であったものとは認められないことから、約款上の「入院」とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。